

第3の2 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

一般社団法人日本消火装置工業会発行の「スプリンクラー設備設計・工事基準書」によるほか、次によること。

1 水源

水源を設置する場合は、第2屋内消火栓設備1（(3)を除く。）を準用すること。加圧送水装置告示第6第10号の規定する補助水槽は、次によること。

- (1) 補助水槽の容量は、(2)に掲げる補助水槽に自動的に補給できる装置を設けた場合、規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水源水量の2分の1以上とすることができる。
- (2) 加圧送水装置告示第6第10号(2)に規定する「ポンプの運転に支障のないよう、十分な量の水を安定的に供給」とは、補助水槽の有効水量により、20分以内に水源水量に規定される量の2分の1以上を自動的に補給できる装置を設ける場合をいうものであること。

この場合の補給水管の口径は、補給水槽の有効水量により、次によること。

- ア 補助水槽の有効水量が0.6㎡以上0.9㎡未満の場合は呼び径20A以上
- イ 補助水槽の有効水量が0.9㎡以上の場合は、呼び径25A以上

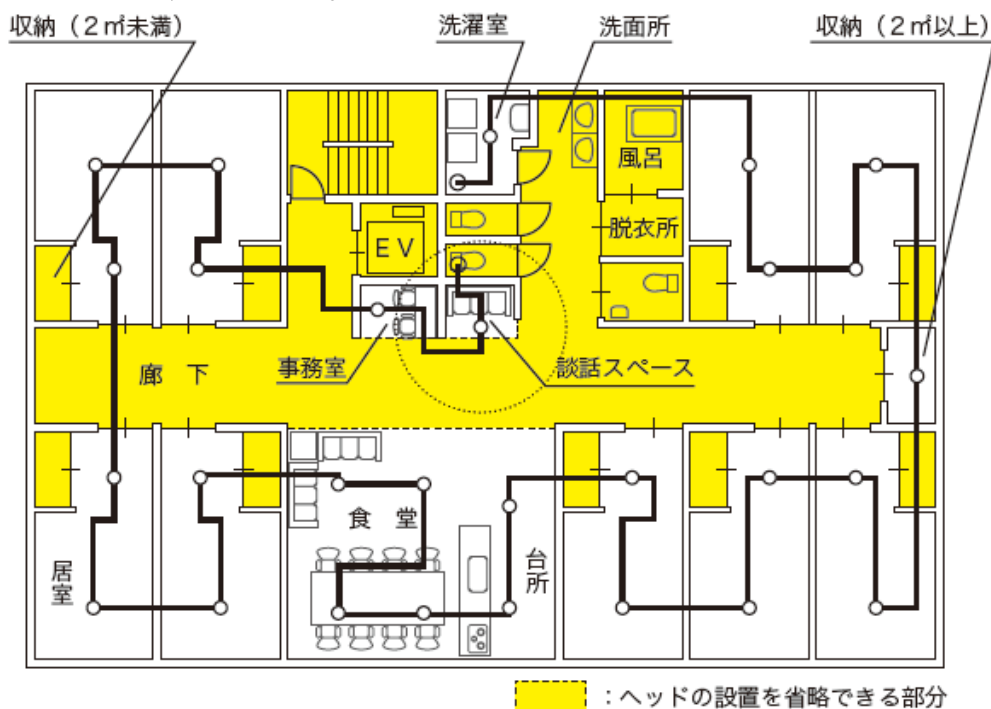
2 ヘッドの設置を省略できる部分

規則第13条第3項の規定によるスプリンクラーヘッド（以下この項において「ヘッド」という。）の設置を省略できる部分は、次によること。

- (1) ヘッドの設置を省略できる部分は、第3スプリンクラー設備11を準用すること。
- (2) 通行の用に供する用途のみの風除室は、規則第13条第3項第9号の2に規定する「その他これらに類する場所」として取り扱うことができる。

3 ヘッドの設置

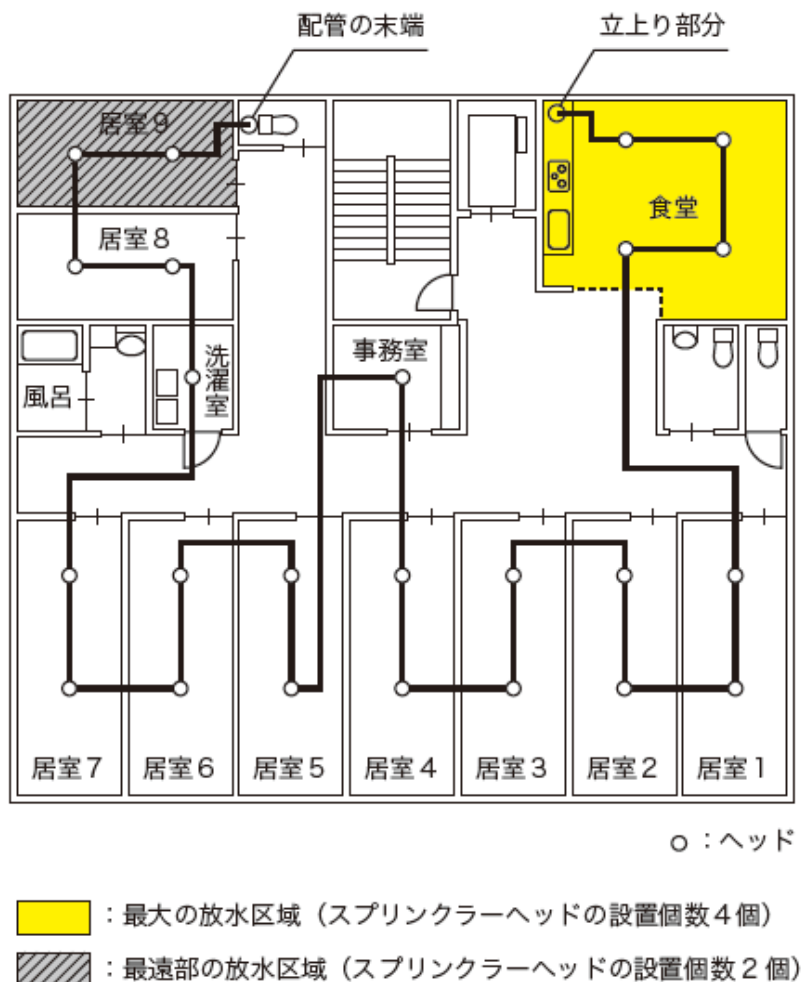
- (1) いす、ソファ、テーブル等が設置された娯楽、談話スペース等の通行の用に供しない部分は、規則第13条第3項第9号の2の「廊下」には該当しないものとし、ヘッドを設置すること。
- (2) 洗濯室は、規則第13条第3項第9号の2の「脱衣所」には該当しないものとし、ヘッドを設置すること。



4 放水区域の設定

放水区域は、規則第13条の6第2項第2号及び第4号の規定によるほか、放水区域の設定は、次図の例に示すとおり、ヘッドの設置が最大となる放水区域（食堂規則第13条の6第2項第2号及び第4号が規定する最大の放水区域に設置されるヘッドの個数が存する部分）のほか、最遠のヘッドが存する放水区域（居室9）についても、0.02（0.05）MPa以上で、かつ、放水量が15（30）ℓ/min以上で有効に放水することができる性能を有しているものであること。

（ ）内は、内装の仕上げを準不燃材料以外でした場合



5 その他

特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置するにあたり、配水管から分岐する給水管口径の増径、水槽等による水源の確保又は加圧送水装置を利用する方法による場合は、事前に上下水道部に確認すること。